

発表論文の疑義に係る調査結果について

平成 25年 4月11日
京 都 府 立 医 科 大 学

本学大学院医学研究科循環器内科学 元教授 松原 弘明（平成25年2月28日付け退職）が発表した論文について、インターネット上のブログに匿名の者（ハンドルネーム「論文撤回 Watch」）から、重複投稿、捏造などの疑惑がある旨の投稿があり、調査委員会を設置の上、事実関係の調査を進めてきたところですが、この度、調査結果がまとまりましたので、その内容等について、下記のとおり公表します。

記

1 調査結果の主旨（調査報告書の要約は別添1のとおり）

- 論文のオリジナリティーを尊重する考えの欠如から、論文の重複投稿の事実があった。
- 原著論文における図表の取扱いに関わる研究倫理の欠如から、同一データの重複使用があった。
- 松原氏及び関係者からオリジナルの実験ノート等が提出されず、研究活動上の不正行為であることを反証する根拠が示されなかったため、多数の論文においてデータの一部に捏造、或いは改竄が行われ、また、一部の実験データは、著者の考えに誘導する捏造・改竄が行われたと結論した。
- すべての論文に関与しているのは松原氏ただ一人であり、かつ、同一であると認定される画像が別論文に極めて多数にわたり使用されており、さらに、今回の事案に関わる実験ノート・実験データがほとんど保存されていないことから、松原氏の研究グループにおける研究データそのもの及び松原氏の研究室の指導監督体制に本質的な欠陥がある。
- 加えて、松原氏の研究者としての重複論文投稿に対する認識の甘さ、研究に関与した共同著者の貢献度に対する理解の低さも研究倫理の欠如によるものである。

2 投書の内容等

通 報 者	匿名の者（ハンドルネーム「論文撤回 Watch」）
被通報者	京都府立医科大学大学院医学研究科循環器内科学 元教授 松原 弘明
内 容	「論文の重複投稿の疑惑がある。」あるいは「複数の論文において、同じ図表が使われており、論文の捏造などの疑惑がある。」旨、インターネット上のブログに書き込み

3 調査の方法

- 調査委員会（学内委員7名、学外委員6名の計13名で構成：別添2のとおり）を設置し、指摘のあった16論文に松原氏から自己申告のあった4論文（うち2論文は指摘のあった論文と重複）を加えて、計18論文（※）を調査

※ 18論文の発表機関別内訳： 本学7論文、関西医科大学11論文

- 松原氏や関係者（75名）からの事情聴取・文書による事実確認を行い、全委員で議論
- 学外委員の助言や有識者からの意見も得ながら調査報告をとりまとめ

4 これまでの経過

年 月 日	内 容
平成23年6月26日 ～ 同 年 末	<ul style="list-style-type: none"> ●インターネット上のブログにおいて匿名の者から、松原氏の論文に関して不適切な箇所があるとの書き込みが連続して投稿された。 ●その後も、ドイツ人研究者や「本学の医師」と名乗る匿名の者などから、松原氏の研究データに不正操作等があるとの指摘が、本学及び文部科学省に送付（メール及び文書）された。 ●「本学の医師」と名乗る匿名の投書が本学コンプライアンス通報窓口が届くとともに、個人の申立人から「申立書」と記した投書が本学に届いた。 (いずれもブログへの投稿と同じ内容のもの)
同年 12月27日	●調査委員会設置（学内委員7名、学外委員6名の計13名で構成）
平成24年2月15日 ～ 同年 8月17日	<ul style="list-style-type: none"> ●調査委員会を4回開催（うち2回は松原氏からの事情聴取を含む。） ●延べ2日間にわたり、責任著者等からの事実確認を実施 ●調査対象論文に係る全共著者83名（松原氏を除く筆頭著者、責任著者及び共著者）のうち、連絡先等不明者を除く75名（松原教授除く。）に対し、文書による事実確認を実施
同年 9月 3日	●中間調査報告書を取りまとめ
同年 9月 4日 ～ 同年12月19日	<ul style="list-style-type: none"> ●本学が研究機関となって発表された7論文のうち、研究活動上の不正行為が疑われる5論文の投稿者に対し、論文の投稿事実等を再確認 ●関西医科大学との連携を図りつつ、中間調査報告書を精査し、一部文言修正
同年12月20日	●調査委員会委員長から調査報告書が提出される
同年12月28日	●調査結果を被通報者に通知（不服申立期間30日を付与）
平成25年1月28日	●不服申立書が提出され、受理
同年 1月29日 ～ 同年3月25日	●不服申立の内容について、調査委員会の全委員で審査
同年 3月26日	<ul style="list-style-type: none"> ●不服申立に係る再調査は行わないことを決定し、その旨を通知 ●調査報告書の確定

5 再発防止策について

- 「研究活動不正防止ハンドブック」を作成し、教授会等で注意喚起を行うとともに、研究に関わる者全員に同ハンドブックを配付し、適正な研究活動について周知徹底
- 「京都府立医科大学研究活動に関する品質管理推進本部」を設置（平成25年3月1日）し、本学研究者が行う研究活動の「知の品質管理」を常に行い、本学の研究活動の質を確保

6 その他

- 処分等については、今後、本学の教授会及び教育研究評議会において、慎重な審議を経た後、京都府立大学法人懲戒等審査委員会で審査の上、厳正な対応を検討予定

担当部署	京 都 府 立 医 科 大 学 事 務 局
担 当 者	藤井総務課長 （電話）251-5209

論文調査委員会調査報告書（要約）

本報告書は本学大学院医学研究科循環器内科学 元教授 松原弘明氏（以下、「松原氏」という。）の研究活動上の不正行為（故意による論文データの捏造、或いは改竄）（以下、「研究不正行為」という。）の疑いについての調査結果をまとめたものである。

平成23年6月から、ハンドルネームによるブログ記事上の告発に始まった松原氏の研究不正行為疑惑は、同年12月8日に松原氏本人から本学学長に対して自己申告のあったものを含め、事項1：論文の重複投稿疑惑、1件（2論文）、事項2：同一データの二論文への重複使用疑惑、1件（2論文）、事項3：多数論文における同一画像の使用および画像改竄の疑惑、56項目（16論文）、そして事項4：画像データの作為的痕跡の認められる改竄疑惑、1件（2論文）となった。

これらの松原氏の研究不正行為疑惑を調査するため、同年末に立ち上がった論文調査委員会（以下、「委員会」という。）は、前述した事項1から事項4に係る論文を調査対象（以下、「調査対象論文」という。）とし、その内容の精査、当事者及び関係者からの聞き取り、実験証拠書類の有無の確認と精査、そして有識者への意見聴取等を行い、上述のすべての項目について調査を行った。

その結果、事項1では、明確な重複投稿であるとの認識はなかったとする松原氏の弁明はあるものの、論文のオリジナリティーを尊重する考えや、各分担著者の論文への貢献度に対する客観的な認識が松原氏に欠如していたと委員会は結論した。

事項2では、同一データであることを認識した上で別個の2論文に同一データを使用しており、松原氏の原著論文における図表の取り扱いに関わる研究倫理が欠如していたと委員会は結論した。

事項3では56項目中、同一ではないとみなされた2件、同一ではあるが、実験ノートの確認によって明らかにミスであることが確認された2件を除き、52件（表1件を含む）は同一画像、一部重複する画像、あるいは極めて酷似する画像であると委員会は認定した。これらの画像については、松原氏及び関係者は、根拠となるオリジナルの実験ノート等を提出せず、研究不正行為であることを反証することが出来なかった。したがって、これらの論文についてはデータの一部に捏造、或いは改竄が行われたと委員会は結論した。

事項4についても実験データを著者の考えに誘導する捏造・改竄が行われたと委員会は結論した。

事項3及び事項4では、松原氏は、松原氏自身が調査対象画像を直接作図したことや、或いは作図を指示したことは認めなかったが、すべての論文に関与しているのは松原氏ただ一人であり、かつ同一であると認定される画像が別論文に極めて多数にわたり使用されており、さらに、今回の事案に関わる実験ノート・実験データがほとんど保存されていないことから、松原氏の研究グループにおける研究データそのもの及び松原氏の研究室の指導監督体制に本質的な欠陥があると委員会は結論した。

加えて、松原氏の研究者としての重複論文投稿に対する認識の甘さ、研究に関与した共同著者の貢献度に対する理解の低さも研究倫理の欠如によると委員会は結論した。

以上のことから、多数の疑惑論文とその研究プロジェクトの最終的な責任者である松原氏の責任は極めて大きいものと言わざるを得ないと委員会は全員一致で結論付けた。